

神戸市行政措置予防接種実施要領

平成27年4月1日保健所長決定

一部改正 令和8年10月1日

(目的)

第1条 この要領は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に規定する予防接種以外の予防接種で、市が公衆衛生上の観点から有益と認め、行政措置として実施するもの(以下「行政措置予防接種」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類および対象者)

第2条 行政措置予防接種の対象となる者は、接種日において市の住民基本台帳に記録されている者及び市長が必要と認めた者とする。

2 行政措置予防接種の種類及び、対象者は、別表のとおりとする。

(行政措置予防接種に関する周知)

第3条 市長は行政措置予防接種とする予防接種の種類、対象については、予防接種契約医療機関へ周知を行い、市民への広報に努める。

(接種の場所)

第4条 行政措置予防接種の実施については、適正かつ円滑な予防接種事業を推進するため、市長の要請に応じて予防接種に協力する旨を承諾した医師が医療機関で行なう個別接種を原則とする。

ただし、予防接種を実施する際の事故防止対策及び副反応対策等、一定の安全性の要件を満たした上で、在宅、施設等での接種を行なうことも差し支えない。

(遵守事項)

第5条 行政措置予防接種を行なう医師は、予防接種法及びその他の関係法令、並びに厚生労働省通知及び厚生労働省の予防接種ガイドライン等検討委員会が作成した「予防接種ガイドライン」に準ずると共に、各種ワクチンの添付文書記載事項を遵守し、実施するものとする。

(接種費用)

第6条 行政措置予防接種の費用は、神戸市と医療機関との契約で定めた額を標準的な額とし、接種にかかる費用は、原則自己負担とする。なお、市等が接種費用の全部又は一部を助成する場合はこの限りでない。

(健康被害救済制度)

第7条 行政措置予防接種を原因またはそれを疑うことにより健康被害が生じた場合は、「予防接種健康被害に対する救済措置要綱」(昭和53年4月10日市長決定)に基づき、救済を行なうものとする。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。

別表

行政措置予防接種

対象疾病	対象のワクチン	対象者
B型肝炎	組換え沈降B型肝炎ワクチン	生後12月以上
破傷風	沈降破傷風トキソイド	生後90月以上 ただし、定期予防接種の対象にある者を除く
ジフテリア 百日せき 破傷風	沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（3種混合：DPT）	5歳以上7歳未満（ただし、定期予防接種第1期追加より6か月以上の間隔をあけて接種した場合に限る） 11歳以上13歳未満
結核	乾燥BCGワクチン	生後12月以上
日本脳炎	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	生後90月以上 ただし、定期予防接種の対象にある者を除く
麻しん・風しん	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MRワクチン）	生後24月以上 ただし、定期予防接種の対象にある者を除く
	乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン	
おたふくかぜ	乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン	生後12月以上
水痘	弱毒生水痘ワクチン	生後36月以上
小児肺炎球菌感染症	沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン、 沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン	5歳の者
ヒトパピローマウイルス感染症	組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン	9価ワクチンは9歳以上の女性 いずれも定期接種対象年齢を除く
高齢者肺炎球菌感染症	沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン	66歳以上の者で、肺炎球菌ワクチン接種歴のないもの
インフルエンザ	インフルエンザHAワクチン 経鼻弱毒生インフルエンザワクチン	インフルエンザHAワクチンは生後6月以上65歳未満 経鼻弱毒生インフルエンザワクチンは2歳以上19歳未満 ただし、定期予防接種の対象にある者を除く 実施期間は、定期予防接種に準ずる。
市独自で接種料の一部または全額を助成する制度に該当するワクチン		当該制度において規定する対象にある者